

# 二戸労働基準監督署ニュース

## 1 熱中症の季節となりました。

気温も上がってきて熱中症に注意すべき季節となりました。

アネゴ「アルコール、寝不足、ご飯抜き」に気を付け、3K「給水、休憩、声掛け」を実施することで、熱中症ゼロに努めましょう。もちろん、適宜の塩分補給も忘れずに。

## 2 平成31年 1 月から令和元年 6 月までの労働災害発生状況（速報）

（平成31年（令和元年））

	製造業	建設業	道路貨物運送業	林業	小売業	社会福祉施設	全産業合計
1月～3月	14	8	3	2	3	4	50
4月	0	2	1	0	1	0	7
5月	0	3	0	1	0	1	6
6月	0	3	0	3	0	0	9
合計	14	16	4	6	4	5	72

（注）本件数は速報値のため昨年実績との比較はできませんが、昨年同期（1月～6月）の速報値と比較した場合、労働災害は全体で4件増加しています。  
（製造業で3件減少、建設業で2件減少、社会福祉施設で4件増加。）

### <労働災害事例①> 建設業

ユニックで荷の積卸しをしていたとき、荷台上で玉掛作業者が玉掛けを完了する前にオペレーターがクレーンを操作し、玉掛作業者が荷と荷台のあおりの間に足を挟まれた。

（原因）玉掛作業者とオペレーターの間で合図が不十分であったこと。

（対策）作業前には、あらかじめ定めた方法で、確実に合図を行うこと。

### <労働災害事例②> 建設業

屋根上で作業をしていたとき、足を滑らせて墜落した。

（原因）墜落制止用器具を身に着けていたが、フックを親綱にかけていなかったこと。

（対策）墜落制止用器具の使用について安全教育、安全指示を徹底すること。

### <労働災害事例③> 建設業

携帯用丸のこで木材を加工していたとき、刃が跳ね返って指を切った。

（原因）作業台を使用せずに不安定なところで作業したこと。

携帯用丸のこの充電が足りず、切れ味が落ちていたこと。

（対策）作業台、治具を用いて作業すること。作業開始前点検を徹底すること。

### <労働災害事例④> 林業

作業員Aが伐木作業をしていたとき、作業員Bが木の伐倒方向に立ち入り、倒れてきた木が頭に激突した。

（原因）伐倒作業中の騒音により作業員Bの合図を作業員Aが認識できなかったこと。

（対策）笛などで合図することで伐倒作業中でも合図を認識できるようにすること。

### 3 建設業労働災害ゼロ化計画による合同安全パトロール

管内における建設業の労働災害ゼロ化を図るため、令和元年6月20日に国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所と二戸労働基準監督署が合同で安全パトロールを実施しましたので、好事例、指摘事項を紹介します。

#### <パトロール① 道路改良工事>

#### 好事例

- ①無資格運転防止のため、重機にオペレーターの資格証の写し等を貼付し、運転に必要な資格とオペレーターが有資格者であることを周知していること。（資料1）
- ②重機と作業員の接触防止のため、重機後方に「グーパー運動」（合図）のマグネットを貼付して注意喚起を行っていること。（写真1）
- ③クレーン災害防止の333運動の実践のため、玉掛者が3メートル以上離れたことを運転席からでもわかるように1メートルごとに色分けした3色の介錯ロープを使用していること。（写真2）
- ④高さ2m未満の開口部であっても、単管パイプで囲うことにより、墜落防止の注意喚起を行っていること。（写真3）
- ⑤熱中症対策として、現場内の休憩場所にミストシャワー、レスキューベンチ（担架になるベンチ）を設置していること。

#### 資料1

この重機の運転手は私です！		
名前	所属	
写真	安全宣言	
	私は離席時のキー抜き取りを徹底します！！	
免許・技能講習・特別講習		
車両系(整地・積込み・掘削)		

#### 写真1



#### 写真2



#### 写真3





## 指摘事項

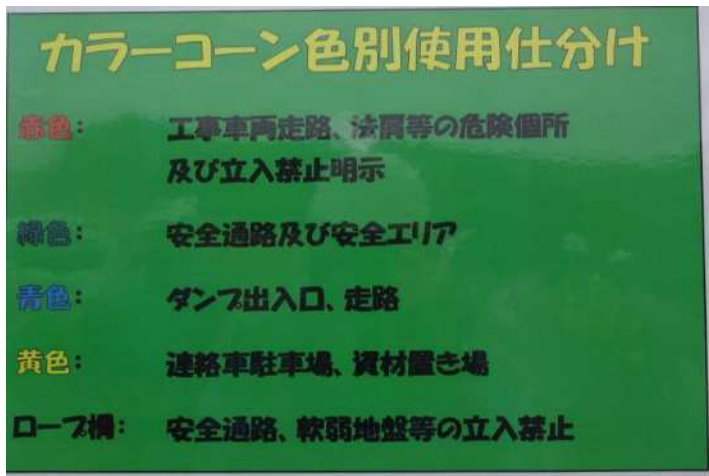
- ①ドラグショベルをクレーンモードで用いる場合には、移動式クレーンとしての作業計画を策定し、周知すること。
- ②重機やダンプトラックを誘導する際には、誘導員に笛等を使用させ、合図の情報伝達を確実にに行わせること。
- ③滑落のおそれがあるので、法肩に資材等を仮置きしないこと。
- ④定期的にヒヤリハット事例の収集を行うこと。

## <パトロール② 道路建設工事>

### 好事例

- ①カラーコーンなどで色分けし、現場の状況の見える化を図っていること。（資料2、写真4、5）
- ②重機と作業員等の接触を防止するため、無線式重機警報装置を全ての重機に導入し、ICタグを持つ作業員等が接近すると、赤色灯及び警報によりオペレーターに注意喚起を行っていること。
- ③ドラグショベルにマシンガイダンスを導入し、測量、丁張など作業員が重機に接近して行う作業をなくしていること。
- ④足場での作業員の転倒や物の飛来・落下を防止するため、作業床と作業床の隙間にスキップを設置していること。（写真6）

### 資料2



### 写真5



### 写真4



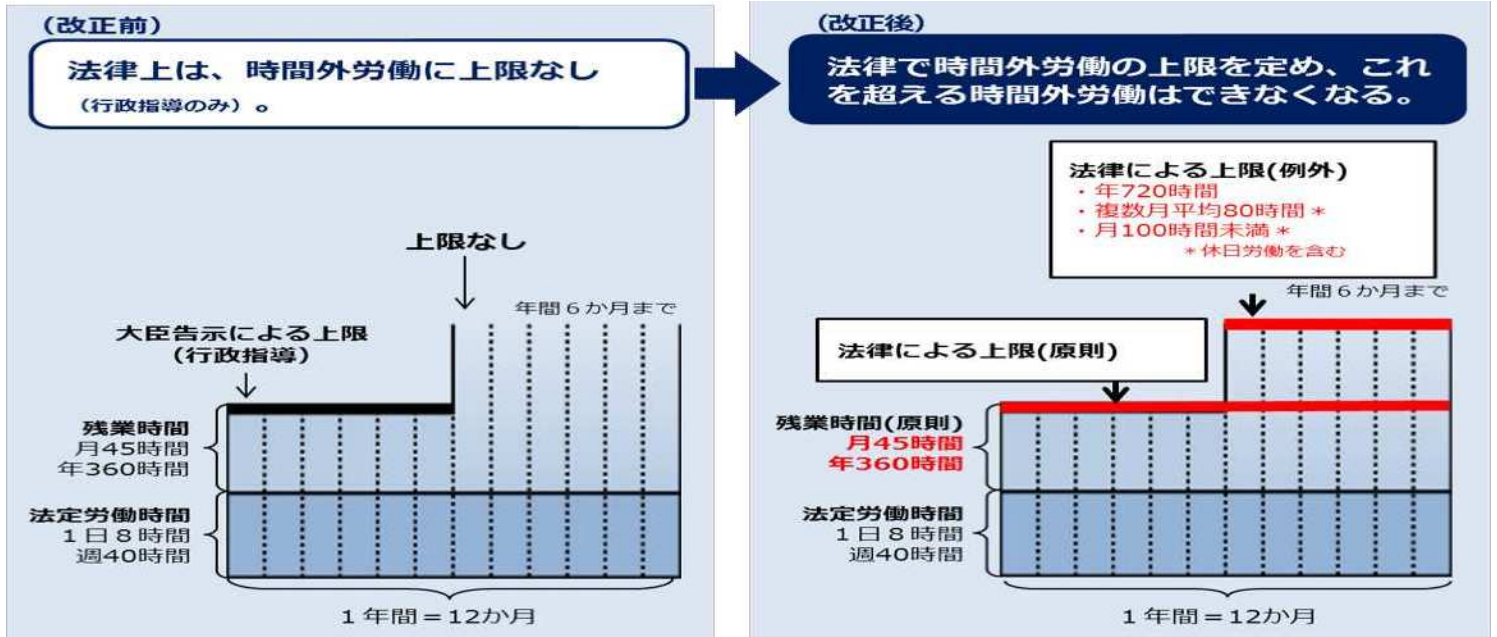
### 写真6



## 4 働き方改革について <労働時間の上限規制>

今回は働き方改革における最も大きな法改正であり、労働基準法70年の歴史の中で初めての大改革といわれる「労働時間の上限規制」について取り上げます。

### 概要



### 施行日

大企業⇒施行済み（平成31年4月1日）、中小企業⇒令和2年4月1日  
※法施行後は単月の労働時間の管理だけでなく、複数月平均の規制があるため、年間を通じた管理が必要になります。（起算日からの1年間でどの2～6か月間で平均しても時間外・休日労働が80時間以内となっていなければならない。）

### 主な適用猶予

- 自動車運転の業務⇒企業規模問わず、改正法施行5年後（令和6年4月1日）に上限を年960時間として、上限規制を適用する。
- 建設業⇒企業規模問わず、改正法施行5年後（令和6年4月1日）に一般則を適用。ただし、災害時の復旧・復興事業には、1か月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件は適用しない。（それ以外の要件（年720時間上限など）は復旧・復興工事であっても適用される。） など

### 注意点

- 法改正に伴い、36協定の様式も変更されている。施行日以降のみを有効期間とする36協定を締結する場合に新様式を使用すること。（事業場の中に自動車運転手等の新法が適用される者と事務員等の旧法が適用される者が混在する場合、それぞれについて別様式で36協定を締結すること。）
- 新法施行後では、特別条項を締結する場合には余白に書き込むのではなく、特別条項付き36協定の新様式（9号の2）に記載すること。
- 新法施行後においては、1日以外の労働時間を延長することができる期間を協定できる期間は1か月、1年に限られること。（いわゆる3か月協定等が不可になる。）
- 新法施行前であっても、上限規制の内容を勘案して36協定を締結するよう努めること。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131 担当：本安、野崎）まで。